

お知らせ



平成23年6月13日

資料提供先：鳥取県政記者クラブ
鳥取市政記者クラブ

国土交通省と鳥取市との間で行う「災害時の 情報交換に関する協定」の締結についてお知らせします

国土交通省中国地方整備局長と鳥取市長は、鳥取市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報交換について、下記のとおり協定書を締結します。

開催日時 平成23年6月14日（火） 午前10時
場所 鳥取市役所 3階 第1応接室
出席者 鳥取市長 竹内 功
中国地方整備局長（代理）
鳥取河川国道事務所長 田中 衛

協定書の内容 別紙のとおり

※報道機関の皆様には公開で実施します（撮影は可能です）。

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL (0857) 22-8435 (代)

FAX (0857) 29-1819

副所長(河川) いぬやま ただし
犬山 正

【担当】河川管理課 くにもと ちかのり
國本 哉智

災害時における情報交換に関する協定書の概要

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と鳥取市長(以下「乙」という。)は、鳥取市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、鳥取市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、鳥取市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

「災害時における情報交換に関する協定」の締結について

○目的

- ① 災害発生時等（災害が発生又は発生のおそれ）の初動段階から中国地整と自治体が緊密な情報交換が行えるように、あらかじめ相互に必要な体制を整えることが目的。
- ② 従前の仕組み（中国地整の内規：中国地方整備局現地情報連絡員派遣要領）でも、中国地整から管内の地方自治体(県及び市町村)へのリエゾン派遣は可能であるが、この協定を結ぶことで、災害発生時等の応急対策がより一層迅速かつ円滑に実施できるようになる。

参考：東日本大震災のため宮城県東松山市へリエゾンを派遣（3月21日～4月27日）



4/3 瓦礫や土砂の撤去等
に必要となる土嚢袋
(10万袋)を東松島市
職員へ引渡



リエゾンが東北地整
と東松島市との橋渡し
を実施



4/15 排水作業箇所の現地調査



4/16 東松島市、自衛隊と行方不明者の捜索
にあたって作業計画の調整